

【別添1】

本要綱第3条第2項別表第1に定める補助対象経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 補助対象

重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体が実施する場合には行政検査として取り扱うこととされていることを踏まえて、本要綱第3条第3項別表第2に定める高齢者施設等から、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所を除いた施設等を対象とする。

2 補助要件

1の対象施設等において、感染者と同居する職員又は面会後に面会に来た家族が感染者であることが判明した入所者などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の（1）及び（2）の要件に該当する場合とする。

（1） 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること

（2） 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※（2）については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかつた経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて県に提出すること。

※感染者が確認された場合には、行政検査として扱われる場合は、本事業の対象とはならない。

3 補助の上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、別表第3の基準単価の範囲内）

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。